

建設業者の皆様へ

平成23年11月から公共工事中間前金払制度の対象工事を拡大します。

1 中間前金払の対象工事

1件の当初請負代金額が100万円以上の工事を対象とする。

2 中間前金払の要件

次の全ての条件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額（変更契約がある場合は変更後の請負代金額）の10分の6を超えてはならないものとする。

4 部分払との併用の禁止

中間前金払と部分払の併用は禁止する。

ただし、6に該当する場合についてはこの限りでない。

5 中間前金払に係る認定及び請求の方法

(1) 総合県民局等で契約した場合

受注者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書（様式1）に工事履行報告書（様式2）を添付し、契約事務担当者に提出するものとする。

発注者は、前項の請求があったときは、前記2の中間前金払の要件の全てを満たすものであるかどうかの確認を行い、確認後は認定調書（様式3）を作成し、受注者に交付するものとする。

認定調書の交付は、当該請求を受けた日から14日以内に行うこととする。ただし、受注者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときはこの限りではない。

2に定める要件の確認は、「工事履行報告書」、「工程表」等の資料をもって足りることとし、特に必要と認める場合を除き、特別の現地確認は要しないものとする。

なお、疑義がある場合は、確認のための必要書類の提示を求めることができる。

2に定める要件の工程や経費が明らかに2分の1を超えないと認められる場合を除き、要件を満たしているものとみなす。

工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を2の(3)の経費に加算して認定することができるものとする。

設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われている場合は、変更契

約の締結前であっても、当該新規工種等に係る進捗状況を、2の(2)の作業及び2の(3)の経費に含めることができるものとする。

発注者は、請求のあった工事が2に定める要件を満たしていない場合又は工事の発注時期及び契約工期を勘案し、中間前金払をすることが妥当でないと思われる場合には、認定しないこととする。この場合においては、発注者は認定を行わない旨を速やかに受注者に通知するものとする。

受注者は、前記の認定に基づき中間前払金の支払いを請求する場合には、請求書に当該中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて契約事務担当者に提出するものとする。

(2) 本庁の事業主管課で契約した場合

(1)のうち、及びについては、次のように読み替えることとし、からにかかる事務処理については、工事を監督する総合県民局等において行うものとする。

<読み替える部分>

受注者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書(様式1)に工事履行報告書(様式2)を添付し、工事を監督する総合県民局等の契約事務担当者に提出するものとする。

発注者は、前項の請求があったときは、7日以内に工事を監督する総合県民局等において前記2の中間前金払の要件の全てを満たすものであるかどうかの確認を行い、確認後は事業主管課に対し認定請求書及び履行報告書を送付するものとする(様式4)。

事業主管課は、認定調書(様式3)を作成し、受注者に交付するものとする。

受注者は、前記の認定に基づき中間前払金の支払いを請求する場合には、請求書に当該中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて事業主管課の契約事務担当者に提出するものとする。

6 債務負担行為及び継続費の工事の特例等

(1) 当該年度の出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものを対象として中間前金払をすることができるものとする。なお、この場合の2に定める要件は、それぞれの年度ごとの工期、工程により認定するものとする。

(2) 中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払い及び繰越に係る工事における年度末の部分払いについては、行うことができるものとする。

様式 1

中間前金払認定請求書

平成 年 月 日

徳島県知事 殿
徳島県 長

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

次の工事について、中間前金払の支払いを請求したいので、要件を満たしていることを認定されたく請求します。

工事番号	
工事名	
路線名等	
工事箇所	
契約年月日	平成 年 月 日
請負代金額	(当該年度の出来高予定額 :)
工期	着工 平成 年 月 日 完成 平成 年 月 日
備考	

- (注1) 1 認定資料として、工事履行報告書(様式2)を添付すること。
2 債務負担行為に係る契約の場合は、契約額の欄に請求しようとする年度に係る出来高予定額を()内に併せて記載すること。
- (注2) 1 中間前金払と部分払の併用は認めない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事については各年度末の部分払に限り適用する。

工事履行報告書

工 事 名			
工 事 箇 所			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 (%) ()内は工程変更後	実施工程 (%)	備考
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
(記載欄)			

